

中間市長 福田 浩 様

中間市立病院の民間移譲に係る提言書

令和2年9月1日

中間市議会行財政改革調査特別委員会

1 はじめに

中間市立病院の経営のあり方に関しては、中間市議会行財政改革調査特別委員会といたしましても、中間市の抱える大きな問題のひとつとして、調査・研究に取り組み、令和元年5月には公的病院で健全な経営が行われている「唐津市民病院きたはた」や、公立病院民間移譲の全国初の事例である「新武雄病院」に伺い、それぞれの取組などを調査報告書として同年7月に市長に提出いたしました。

この調査報告書では、「議会の意見＝市民の声」と捉えていただき、また、中間市の財政状況を踏まえた中間市立病院のあり方について検討していただくよう、お願いしていたところです。

令和2年3月、市長から「市立病院は民間移譲する」と市議会全員協議会で報告がありました。そもそも市立病院のあり方については、令和元年に設置された「中間市立病院あり方検討委員会」において委員である有識者による検討により「市立病院は独立行政法人化が望ましい」との答申がなされましたが、市長をはじめとする市の幹部職員による会議において民間移譲が決定されました。

また、令和2年6月、市立病院の移譲先は「秋桜会 新中間病院」と報告を受けました。移譲先の決定については公募によらないものでした。なお、この決定は、議会が報告を受ける前日に、市長と新中間病院で覚書が締結されていました。

覚書の締結という既成事実により新中間病院以外と民間移譲の交渉ができないようにし、議会に報告するという市の独断的な行動がとられました。公立病院を民間移譲するという市民生活に影響を及ぼす大きな問題であるにもかかわらず、報告を受けるのは事後報告ばかりであり、市民から負託を受けた議員といたしましては、議会の役割である執行部の監視ができない状況で、議会軽視と感じています。

ハピネスなかま、中央公民館及び市立病院の公共施設廃止等については、市が突然一方的に方針を決定するという現状は、団体自治、住民自治の概念からかけ離れています。今後、小中学校の再編・統合などの課題に取り組みまれていくと思いますが、その事務の進め方を今一度考えていただきたく、提言書を提出いたします。

令和2年9月1日

中間市議会行財政改革調査特別委員会

委員長 植本 種 實

副委員長 中野 勝 寛

2 提言事項

(1) 中間市立病院の民間移譲先について

今回の市立病院の民間移譲先を「秋桜会 新中間病院」とする決定は、公募によるものではありません。このことについて市長は、「公募をかけてやるような物件の性格的なものではない」と言われていますが、公共施設の民間移譲の場合は、多くの自治体で公募による移譲先の決定を行っています。

公募を行うことで、応募者の提案により、中間市に有利になる条件も出て来るのではないかと期待もできます。

仮に公募をかけた結果、新中間病院の1者しか公募に参加しなかった場合でもそれは開かれた移譲先の選定の方法であり、市長が言われる「公募をかけてやるような物件の性格的なものではない」という発言内容は不適切であると考えます。

移譲先の選定については、現在の覚書を一旦解除し、民間移譲の時期を見直した上で再度、公募を行うべきです。

(2) 民間移譲等のスケジュールや方針の資料の作成と情報共有について

中央公民館の廃止においては、廃止条例の提出後、ハピネスなかまへの移転、住民説明会の開催が決まりました。本来であれば、令和2年1月に廃止報道が出た段階では既に住民説明会等を終えておくべきであり、すべてが後手後手であるという印象を受けました。

このようなことがないよう、市立病院の民間移譲に関連した今後の進め方のスケジュールや方針を資料として出すべきです。独立行政法人化の協議から民間移譲後までを、協定が整わなかった場合などの場合分けを含めたところのフローチャート形式で作成し、その中には民間移譲に至った試算の数字、問題点、理由、メリット・デメリット、雇用の問題、廃院とした場合の退職金の額や現在の累積赤字を含めて、その処理をどうするのかとかいう情報を取りまとめ、集約した資料を作成し、みんなが共通認識で進めていくべきです。

(3) 協定書締結に係る協議事項の進捗状況の報告について

中間市立病院は市民の財産であり、民間移譲をするに当たっては、民間移譲に係る協定の内容が市に大きな不利益が生じないように、議会としても監視すべきと考えます。よって、新中間病院との協定の内容等を随時議会に報告するべきです。

(4) 物件の取扱いについて

市から示された「市立病院の民間移譲に関する基本的な事項」の物件の取扱いについて、現在の市立病院の土地及び建物にあっては無償貸付とし、

医療機器にあつては無償譲渡、貸付期間終了後の建物解体費用は中間市が負担とすることを基本的な考え方としており、また、無償貸付の期間中における修繕費も市が負担とのことである。

中間市の厳しい財政状況の中、市立病院を民間移譲するため、中間市が移譲先に対する財政的支出は回避しなければならない、土地・建物の無償貸付、修繕費の負担、医療機器の無償譲渡は再考すべきです。

(5) 中間市における医療提供体系の確保について

市立病院と新中間病院とが再編・統合された新病院が建設されるのですが、この新病院の中で既設の2つの病院の機能と規模を維持できるのかどうか、また、新病院での病床数においては福岡県知事の許可が必要とのことですが、新病院を建設した後、病床数は現在の新中間病院の規模より多少増えたぐらいでは、結局、市立病院が無くなったという結果になってしまいます。現在の中間市の医療提供体系を後退させないためにも、新病院の規模であるとか、受診内容などの素案は早急に示されるべきであり、また、中間市の医療提供体系を後退させないための担保が必要です。

(6) 民間移譲が不調となった場合の損害賠償の回避について

市から議会に説明のあったスケジュールでは、11月に新中間病院と協定を締結し、12月に関連する議案を議会に上程するとされているが、過去の例では、協定や仮契約の締結後に議会が否決した場合、相手方に生じた損害に対し、市が賠償の責を負うということを言われている。

議会が民間移譲に係る審査を行うに当たり、市の考え方に同意できない場合、すなわち議案を否決した場合においても、市が新中間病院に一切賠償責任を負わないよう、協定書に謳うべきです。

また、協定を締結する前に関連議案を上程し、その後議会とともに協定内容を精査すべきです。

(7) 新中間病院への民間移譲が不調となった場合の対応について

新中間病院との協定が不調となった場合、市は、令和3年4月以降の中間市立病院の経営については、「市立病院の経営状況、市の財政状況等から令和3年度以降の病院事業を継続していくことは極めて困難であり、市立病院の閉院もやむを得ない」としていますが、民間移譲の目的として、市は「中間市の医療提供体制を維持し、病院を今後も中間市に残すため、民間移譲を行う」としているのであれば、新中間病院との民間移譲が不調となった場合においては、令和3年4月から市立病院を休院にしてでも、病院を中間市に残すための努力を惜しまず、公募をかけ、移譲先を探すべきではないか。

3 さいごに

市立病院のあり方に関しては、市長から諮問を受けた中間市立病院あり方検討委員会が「独立行政法人化が望ましい」との答申を、市の幹部で構成される庁議において「民間移譲とすべき」と決定されたことを聞きました。また、民間移譲先も「秋桜会 新中間病院」と覚書を交わしたことをその翌日に知りました。

今回の市立病院の民間移譲にあっては、令和2年3月末の市議会全員協議会で民間移譲をすることを公表した後、移譲先が決定するまでの間、民間移譲の条件などについて、どのような話し合いが行われ、どのような過程において決定されたのかは十分な説明はなく、数件の病院と交渉したが条件が合わず断られたとの一点張りであり、十分な資料を作成し臨んだのか、中間市の利益になるための選定方法だったのか、疑問だらけの進め方だと感じています。

中間市が抱えている喫緊の課題である財政の健全化は、市の組織だけではなく、当然、市民の方の生活にも負担が生じることもあり、市、議会、市民が協働しながら進めていくことは言うまでもないと思います。しかしながら、市の現在の考え方や行動は、どうでしょうか。協働して課題に取り組んでいるとは、到底言えるものではなく、議会としては不信感を抱いています。

私たち、中間市議会議員は、市民の方から負託を受けた議員であり、市民の方がしっかり納得するような形で議会も進めていかなければなりません。市、議会、市民はともに「中間市民が幸せに生活できるように」という同じ目的を持って様々な取り組みを行っていると思います。今後、人口減少や少子高齢化などを背景に、様々な問題を解決していかなければなりません。みんなが同じ目的に向かっていくためにも、計画の作成、公表、意見の反映などの現在のあり方を見直していただくことを期待いたします。